

文京区マンションアドバイザー制度利用助成要綱

25 文都地第10264号平成26年3月28日区長決定
2019 文都住第24号平成31年4月1日区長決定
2020 文都住第1151号令和3年3月29日部長決定
2022 文都住第513号令和4年9月30日部長決定
2024 文都住第800号令和7年3月21日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）に所在する分譲マンションの管理組合等が公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「センター」という。）が実施するアドバイザー制度を利用した際に掛かる経費を区が助成することにより、分譲マンションの適切な維持管理の促進及び円滑な建替え又は改修を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。
- (2) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (3) 管理組合等 管理組合及び区分所有者の任意の団体（管理組合が組織されていない分譲マンションに係るものに限る。）をいう。
- (4) アドバイザー制度 センターが実施するマンション管理アドバイザー制度及びマンション建替え・改修アドバイザー制度（以下「建替え・改修アドバイザー制度」という。）をいう。
- (5) アドバイザー アドバイザー制度においてセンターに登録されているマンション管理アドバイザー及び東京都マンション建替え・改修アドバイザーをいう。

(助成対象費用)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象とする費用（以下「助成対象費用」という。）は、アドバイザー制度を利用した際に掛かる派遣料（以下「派遣料」という。）とし、消費税、テキストの購入費、違約金等の費用は、含まないものとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、アドバイザー制度の利用に際しセンターに派遣料を支払った区内に所在する分譲マンションの管理組合等（建替え・改修アドバイザー制度のうち、センターのマンション建替え・改修アドバイザー制度実施要領別表1に規定するBコース（オプションコースを除く。以下「Bコース」という。）を利用した場合にあっては、昭和56年5月31

日以前に建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認をいう。）を受けている分譲マンションの管理組合等に限る。）とする。

（助成額）

第5条 助成金の額は、助成対象費用の全額とし、予算の範囲内を限度とする。

（助成の回数）

第6条 助成（建替え・改修アドバイザー制度のBコース及び管理アドバイザー制度のC-1コースからC-9コースの利用に係るものを除く。）の回数は、同一の管理組合等に対して年度内4回を限度とする。

2 管理アドバイザー制度のC-1コースからC-9コースの利用に係る助成の回数は、同一の管理組合等に対して年度内1回を限度とする。

3 建替え・改修アドバイザー制度のBコースの利用に係る助成の回数は、同一の管理組合等に対して1回を限度とする。

（助成の申請）

第7条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとする場合は、文京区マンションアドバイザー制度利用助成申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、アドバイザー制度の利用の申込みの前に、区長に申請しなければならない。

(1) 建築確認年月日が確認できるもの（建替え・改修アドバイザー制度のBコースを利用した場合に限る。）

(2) その他区長が必要があると認めた書類

（助成の決定）

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成することを決定したときは文京区マンションアドバイザー制度利用助成金交付決定通知書（別記様式第2号。以下「助成決定通知」という。）により、助成しないことを決定したときは文京区マンションアドバイザー制度利用助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第9条 前条の規定により助成決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡してはならない。

（申請内容の変更）

第10条 助成決定者は、助成決定後に第7条の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに文京区マンションアドバイザー制度利用助成変更申請書（別記様式第4号）に変更内容が確認できる関係書類を添えて区長に届け出なければならない。

（変更の承認）

第11条 区長は、前条の規定により変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更について承認するときは文京区マンションアドバイザー制度利用助成変更承認書（別記様式第5号）により、承認しないときは文京区マンションアドバイザー制度利用助成変更不承認書（別記様式第6号）により、助成決定者に通知するものと

する。

(申請の取下げ)

第12条 助成決定者は、助成の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、助成決定通知を受け取った日から起算して14日以内に、文京区マンションアドバイザー制度利用助成取下届(別記様式第7号。以下「取下書」という。)により第7条の規定による申請を取り下げることができる。

2 助成対象者が第8条の規定により通知を受ける前に第7条の規定による申請を取り下げようとするときは、取下書によりこれを行うものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 助成決定者は、助成決定を受けた派遣が完了したときは、文京区マンションアドバイザー制度利用助成実績報告書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) センターが発行するマンション管理アドバイザー派遣書又はマンション建替え・改修アドバイザー派遣書の写し
- (2) 派遣料の支払の事実が確認できる書類の写し
- (3) センターが作成した検討書の写し(建替え・改修アドバイザー制度のBコースを利用した場合に限る。)
- (4) その他区長が必要があると認めた書類

(助成金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、内容が適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、文京区マンションアドバイザー制度利用助成金額確定通知書(別記様式第9号)により、助成決定者に通知しなければならない。

(助成金の交付請求及び支払)

第15条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに文京区マンションアドバイザー制度利用助成交付請求書(別記様式第10号)に必要な書類を添えて、区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成決定者に助成金を交付するものとする。

(助成の取消し)

第16条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、第8条に規定する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第10条に規定する変更の届出により、助成対象の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 第11条の規定による承認を受けずに、助成決定に係る派遣の内容を変更したとき。
- (3) 第12条の規定により申請を取り下げたとき。
- (4) 第14条の規定による審査の結果、申請内容に適合していないと認めたとき。
- (5) 助成決定を受けた後、正当な理由なく、3月を経過しても派遣がされなかったとき。

- (6) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (7) 助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱その他法令に基づく区長の命令に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成を取り消したときは、文京区マンションアドバイザー制度利用助成取消通知書(別記様式第11号)により申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。